

松江市きれいなまちづくり条例

平成18年3月31日
松江市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者、所有者等が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料等を収納し、又は収納していた缶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の場所をいう。
- (6) 落書き 建物その他の施設に当該施設の所有者又は管理者の意思に反して描かれた文字、図形等で地域の美観を損ねるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等、事業者及び所有者等に対するきれいなまちづくりに関する意識の啓発をするとともに、必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、その居住する地域において、互いに協力して美化活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、きれいなまちづくりに関する意識の啓発に努めるとともに、自己の事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 何人も、公共の場所において、歩行しているとき、喫煙しないよう努めなければならない。

(落書きの禁止)

第9条 何人も、落書きをしてはならない。

(公共の場所における飼い犬の管理)

第10条 何人も、公共の場所において、飼い犬のふんを放置してはならない。

(美化推進地域の指定)

第11条 市長は、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を、美化推進地域(以下「推進地域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により推進地域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 前3項の規定は、推進地域を変更する場合について準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。

(喫煙制限区域における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域の公共の場所において、吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙してはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により推進地域を指定したときは、推進地域に美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) きれいなまちづくりの推進に関する目標及び方針

(2) 市民等、事業者、所有者等の意識の啓発に関する事項

(3) 市、事業者、市民等及び関係団体等相互の連携に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。

5 第2項及び前項の規定は、美化推進計画を変更する場合について準用する。

(指導等)

第15条 市長は、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定に違反している者に対し、原状の回復その他必要な措置を講じるよう指導又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第16条 市長は、推進地域において、前条の勧告に従わない者に対し、原状の回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(みんなでももるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例の廃止)

2 みんなでももるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例(平成13年宍道町条例第17号)は、廃止する。